

中間前金払制度の概要

- 中間前金払制度とは、当初の前払金(請負代金の4割)に加え、**工期半ばで2割を追加(合計6割)**して前払いするもの。
- 地方自治体では、地方自治法施行規則の改正によりH11.2.17から制度の導入が可能。
- 当該工事の請負契約約款等に中間前払金の条項があり、次の要件を満たしている場合、発注者の認定を受けたうえで、請求 することが可能。
 - 当初の前払金が支出されていること
 - 工期の2分の1を経過していること
 - 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
 - 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること

発注者のメリット

- 出来高に対する支払いとなるため、出来高認定を厳密に行う必要のある「部分払」と異なり、建設企業への円滑な資金提供、 資金繰りの改善を目的とするため、上記**要件の確認は原則書類のみ**で行うなど、極めて簡易な事務手続き。
- 特に、厳しい資金繰りに迫られている零細な元請建設企業の資金繰りの安定化、元下間の請負代金支払・労務者に対する 賃金支払いに関するトラブルの抑制などにより、適正な施工に寄与。

建設企業のメリット

- 上記要件の認定は原則書類のみで行うなど、極めて簡易な事務手続きによる資金調達が可能。
- 当初前払金保証料率(0.23%~0.35%)を下回る**低廉なコスト(保証料一律0.065%)**。
- 〇 資材業者、下請業者、労働者等に対する請負代金の前払、速やかな支払並びに現金での支払が円滑となり、**関係事業者間** における信用力の向上、労使関係の安定化につながるとともに、法令順守の観点からも適切な対応。